

特別栽培農産物を 長野県知事が 認証しています！！

皆様の育てた

県では、県内で栽培された※特別栽培農産物を「信州の環境にやさしい農産物」として長野県知事が認証する制度があります。詳しくはパンフレットをご覧ください。

認証された農産物には、県の認証番号を付した認証票（シンボルマーク）（右図）の使用が許可されます。

※特別栽培農産物

その農産物が生産された地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下、で栽培された農産物です。

（農林水産省HPより）

りんご等一部果樹については、農薬使用30%削減でも、条件付きで認証しています。



この度、制度や申請の仕方について下記のとおり説明会を開催することといたしました。当日、農薬や肥料等の使用状況がわかる資料をお持ちいただければ、申請書の書き方について助言いたします。申請は年一回のみ（収穫する年の1月末まで）で、申請時期も限られますので、御興味のある方は是非ご参加ください。

○ 平成31年産信州の環境にやさしい農産物認証制度説明会

日時 平成30年12月5日（水）午後1時30分から（1時間程度）

場所 長野県長野合同庁舎 本館5階 504会議室

住所：長野市大字南長野南県町686-1（長野県庁向かい）

内容 制度の説明、申請書・生産計画書の作成方法

連絡先 長野地域振興局農政課生産振興係

電話 026-234-9514（直通）

FAX 026-234-9513

Eメール nagachi-nosei@pref.nagano.lg.jp

担当の今井まで御連絡ください。



出席希望者は、11月30日（金）までに上記まで御連絡願います。

(TEL、FAX等可)